

高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公定価格で運営され、物価高騰や賃上げの影響を価格に転嫁できない介護サービス事業所等に対する高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業所等とする。

- (1) 令和8年3月1日時点で大阪府または本市から介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定を受けて別表のサービス種別の欄に掲げる介護サービスを行う事業所等
- (2) 申請日以降も、継続して営業を行う事業所等
- (3) 介護保険法に係る行政処分を受けていない事業所等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所等は交付対象としない。

- (1) 高石市が開設する事業所等
- (2) 令和8年3月1日から支援金の申請日（第4条の申請を行う日をいう。以下同じ。）までの間、事業が行われていない事業所等
- (3) 申請日から令和8年5月29日までの間、事業を継続する意思を有すると認められない事業所等
- (4) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等に、高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者がいる事業所等
- (5) 高石市医療機関等物価高騰対応支援金交付要綱に基づく高石市医療機関等物価高騰対応支援金又は高石市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金交付要綱に基づく高石市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金の交付を受けた事業所等
- (6) その他市長が不相当と認める事業所等

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。

2 複数の種別の介護サービスを提供している事業所等に交付する支援金の額は、当該事業所等の行う介護サービスの種別ごとに前項の規定により算定した支援金の額のうち最も高い額とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年5月29日までに次の書類を市長に提出することにより申請しなければならない。

- (1) 高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、支援金を交付することを決定する。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行った場合は、申請書に記載の金融機関口座へ支援金を支払うことをもって、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、交付することが適当でないと認めるときは、その旨を高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（報告等）

第6条 市長は、支援金に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し質問及び調査をすることができる。

（決定の取り消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による支援金の交付決定を取り消し、高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付決定または交付を受けたとき。

(2) 申請者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、その交付決定に係る支援金を既に交付しているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

| 区分 | サービス種別（※1） | 定員 | 交付金額 |
|-------------|---|-------|----------|
| 入所系 | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、小 規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護 | 50人以上 | 500,000円 |
| | | 50人未満 | 300,000円 |
| 通所系 | 通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテー ション、認知症対応型通所介護 | - | 200,000円 |
| 訪問系・ その他 | 訪問看護、訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 | - | 100,000円 |

（※1）別表に掲げるサービス種別ごとに所定の交付金額を交付する。

（※2）同一事業所等において、別表に掲げる異なるサービス種別の指定を受け、運営している場合は、
交付金額が最も高いサービス種別についてのみ算定を行うものとする。

様式第1号（第4条関係）

高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

高石市長 様

次の条件を誓約及び同意し、高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1 申請要件を全て満たしています。また、申請書に記載した事項については事実と相違ありません。
- 2 本支援金申請後も引き続き令和8年5月29日まで事業を継続する意思があります。
- 3 他の重複交付不可の支援金等の交付対象ではないこと又は交付を受けていないことを確認するため、支援金の申請情報を他の支援金等の申請情報と照合することに同意します。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等に、高石市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者はいません。

申請者

| | |
|--------------|---|
| 事業所等の名称 | |
| 事業所等の所在地 | |
| 事業所番号 | |
| 代表者氏名 | 印 |
| 担当者氏名（法人の場合） | |
| 連絡先 | |

交付申請額

円

口座情報

| | | | |
|-------|---------|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 預金種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | |

添付書類

- ・ 通帳のコピー等口座情報がわかるもの
- ・ 委任状（口座名義人が事業所等の名称や代表者と異なる場合）

様式第2号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高石市長

高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金不交付決定通知書

高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金交付要綱第5条の規定に基づき、令和 年 月 日
付申請について、次のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

| | |
|--------|--|
| 不交付の理由 | |
|--------|--|

様式第3号（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高石市長

高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付で交付した高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金について、高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金交付要綱第7条に基づき、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

| | |
|-------|---|
| 交付決定額 | 円 |
| 取消の理由 | |